

「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言
～グローバル・イノベーション時代を勝ち抜く戦略的知財政策を目指して～
(関係箇所抜粋)

一般社団法人 日本経済団体連合会

II. わが国における「知的創造サイクル」の強化に向けて

2. 「知の保護力」強化

(3) 営業秘密・技術情報の保護の強化

近年、企業が秘匿によって守っている営業秘密、技術情報、ノウハウといった「権利化されていない知財」の漏えいが大きな問題となっており、今後も深刻化が予想される。特に海外のライバル企業との間でこうした事態が発生することは、わが国企業の競争力を損なうばかりでなく、国富の損失である。政府においては、国家としての危機感をもって対策を講じるべきである。

①法改正による対応

不正競争防止法の改正により、営業秘密の定義がグローバルで見ると遜色なくなったことは高く評価されるが、海外に営業秘密を持ち出した場合の刑事罰の加重も図るべきである。さらに、米国の経済スパイ法のような独立の営業秘密保護法制の整備も検討されたい。他方、訴訟手続に関しては、手当てすべき部分が多く残されている。例えば、国際的な営業秘密侵害訴訟における管轄権や準拠法の明確化、営業秘密の取得、使用に関する立証責任の軽減（あるいは転換）、適正管理要件の充足性に関する立証水準の明確化、証拠収集手続きの多様化等を行うことが必要である。なお、退職時の契約による競合他社への一定期間の就業抑制等については、企業側で着実に実行すべきである。

②営業秘密・技術情報の保護に関する官民フォーラムの創設

企業にとって営業秘密や技術情報の保護が重要であることは論をまたないが、人事管理上の問題もあり、知財部門や研究開発部門のみでは対応できない。政府においても、情報セキュリティや労働に関する政策が関係する。そこで、省庁横断的な官民フォーラムを創設し、営業秘密・技術情報の漏えいに関する情報交換や意識の共有を図るとともに、社会への啓蒙活動を行うべきである。

③営業秘密・技術情報の漏えい防止に向けた国際取り決めの提案

営業秘密・技術情報の漏えいは、わが国のみならず発生しうる問題であることから、その防止に向けた国際的な取り決めにつき、わが国から提案することも重要である。